

令和8年度

**特定乳児等通園支援事業
確認監査基準**

横 浜 市
こども青少年局監査課

指摘区分について【参考】

- ・監査において適正ではない点や不備な点が認められた場合には、改善の指導を行います。
- ・改善の指導は、次のとおり標準的な区分を設定して行っています。

文書指摘事項	関係法令又は通知等の違反が認められる場合は、当該事項について、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導（文書指摘）します。 また、改善措置の具体的な内容について、期限を定めて改善報告書の提出を求めます。
口頭指摘事項	違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘の指導を行わずとも改善が見込まれる場合には、当該事項について、口頭により自主的な是正又は改善を指導（口頭指摘）します。 なお、口頭指摘を行う場合は、法人等と指導の内容に関する認識を共有するため、原則として口頭指摘とした内容を文書により交付します。
助言事項	法令又は通知等の違反は認められないが、法人等の運営に資するものと考えられる事項については、当該事項について、口頭により助言を行います。 助言事項についても、原則として文書を交付します。

- ◆特に文書指摘事項については、その改善状況又は改善の予定等を含め、理事会等への報告を行ってください。
- ◆根拠法令について、指摘事項の根拠となる法令又は本市条例、要綱、通知等の名称等を掲載します。関連する法令等が多数ある場合は、主なものを掲載します。
- ◆確認監査基準に定める指摘事項を確認の対象としつつ、それ以外の事項についても、必要と認める場合には、指摘を行います。

根拠法令について

● 横浜市条例・要綱等

略称	正 式 名 称		公布年月日
乳児等確認基準条例	横浜市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例	条例第1号	令和8年2月25日
乳児等給付費等取扱要綱	横浜市における特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費等取扱要綱	こ保給第286号	令和8年4月1日

● 関係法令等

略称	正 式 名 称		公布年月日
	子ども・子育て支援法	法律第65号	平成24年8月22日
	子ども子育て支援法施行規則	内閣府令第44号	平成26年6月9日
内閣府令	令和7年内閣府令第95号 (横浜市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例)	(条例第1号)	令和7年11月13日

● 通知等

略称	正 式 名 称		公布年月日
	保育所保育指針	厚生労働省告示第117号	平成29年3月31日
	こども誰でも通園制度の実施に関する手引(令和8年3月改訂版)		令和7年3月

目

次

I 確認基準

1 利用定員		1
2 職員の配置等		1
3 運営状況		1
4 提供する特定乳児等通園支援		2
5 会計の区分		2

II 乳児等支援給付費確認基準

.....	2
-------	---

III その他

.....	2
-------	---

項目	着 眼 点	指摘事項	根拠法令等
I 確認基準			
1 利用定員			
(1) 利用定員	特定乳児等通園支援の提供について、利用乳児等支援給付認定子どもの数は適切か。	一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行っている。	内閣府令第21条
2 職員の配置等			
◆ (1) 職員配置	法令等に基づく基準を満たすような職員数が確保され、適切な特定乳児等通園支援を提供できるよう職員の勤務体制を整えているか。	特定乳児等通園支援を提供した日時や時間を記録するなど、職員配置が基準を満たしていることを確認できるような対応がなされていない。 関係法令基準を満たす職員の種別、職員数が確保されていない。	内閣府令第11条、第20条、第32条 ※配置基準に関しては実施方法や施設類型により、種別・人数等が異なります
◆ (2) 職員に関する必要な諸記録の整備	乳児等通園支援に従事する職員の資格証明書及び出勤状況を確認する書類等を整備しているか。	資格証明書、履歴書等を整備していない。 職員の出勤状況等(休暇、超勤の実態確認を含む)を確認する書類を整備していない。	内閣府令第32条
◆ (3) 職員研修	職員の資質向上のため、計画的に研修機会を確保しているか。	職員の研修機会を確保していない。	内閣府令第20条
◆ (4) 差別・虐待等の禁止	乳児等支援給付認定子どもに対し、国籍、信条、社会的身分等により差別的取り扱いをしていないか。また、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。(法第33条の10第1項各号(禁止行為): 暴行、わいせつな行為、ネグレクト、暴言、拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動等)	乳児等支援給付認定子どもに対し、差別的取り扱いをしている。また、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしている。	内閣府令第2条、第23条、第24条
(5) 秘密保持等	業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置が講じられているか。	職員又は職員であった者が、業務上知り得た秘密を漏らさないための必要な措置を講じていない。	内閣府令第25条
3 運営状況			
(1) 面談の実施	利用開始前に、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談を行っているか。	利用開始前に、保護者との面談を行っていない。	内閣府令第4条、第9条
(2) 運営規程	乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規定(運営規程)を定めているか。	運営規程が作成されていない。または、必要な項目が運営規程に定められていない。	内閣府令第19条
(3) 重要事項の説明	あらかじめ保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者の負担等の重要事項を記した文書(重要事項説明書)を交付して説明し、同意を得ているか。また、事業所内に掲示するとともに、公衆の閲覧に供しているか。	重要事項を記載した文書を交付し、保護者に説明していない。 重要事項説明について保護者の同意を得ていない。 事業所内に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、公衆が閲覧できる状態にしていない。	内閣府令第4条、第22条
(4) 情報の提供等	保護者が適切に特定乳児等通園支援事業者を選択できるよう、情報の提供に努めているか。また、施設について虚偽または誇大な広告等がなされていないか。	情報の提供を行っていない。 虚偽または誇大な広告等がなされている。	内閣府令第26条
(5) 実費徴収・特定負担額	特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、日用品・文房具の購入費用、行事参加費用、食事提供費用などの負担について、あらかじめ保護者に使途、金額、理由等を文書で説明し、同意を得ているか。 特定乳児等通園支援の質の確保及び向上のための費用(利用料など)を設定した場合、あらかじめ保護者に金額、理由等を文書で説明し、文書で同意を得ているか。	特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用に関して、保護者に文書で説明し、同意を得ていない。 実費徴収について、適正な取り扱いがなされていない。 特定乳児等通園支援の質の確保及び向上のための費用に関して、保護者に文書で説明し、文書で同意を得ていない。	内閣府令第12条
(6) あっせん及び要請に関する協力	乳児等支援給付認定保護者の申込、市町村のあっせん及び要請に対して特段の理由なく拒否するなどの事例がないか。	拒否事例等がある。	内閣府令第5条、第6条
(7) 法定代理受領	特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合に、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しているか。	乳児等支援給付認定保護者に係る給付費の額を通知していない。	内閣府令第13条
◆ (8) 事故防止のための措置	事故の発生又はその再発を防止するため、事故が発生した場合の対応、報告方法等が記載された事故防止のためのマニュアルが整備されており、職員間で共通理解が図られているか。	事故防止・事故対応マニュアル等が作成されていない。 事故防止・事故対応マニュアルが職員会議や研修等で職員にし、共通理解が図られていない。 ヒヤリハット事例の記録、原因究明が行われておらず、再発防止に向けた具体的な対策が講じられていない。職員会議等で全職員に周知していない。	内閣府令第30条

特定乳児等通園支援事業確認監査基準

◆令和8年度 指導監査重点事項

項目	着 眼 点	指摘事項	根拠法令等
◆ (9) 事故発生時の対応	事故が発生した場合、速やかに区役所、家族等に連絡し、必要な措置を講じているか。また、事故の状況を記録、報告して、原因分析を行い、職員に周知徹底する体制を整備しているか。	事故発生時に速やかに区役所、家族等に連絡し、必要な措置を講じていない。 原因究明や再発防止に向けて具体的対策を講じていない。	内閣府令第30条、第32条
(10) 食物アレルギー対応	マニュアルの整備等、適切な対応が図られ、全ての職員にその対応策が徹底されているか。また、食物アレルギー誤食事故が発生した場合に、速やかに区役所、家族等に連絡し、必要な措置を講じているか。	食物アレルギー対応について、職員の共通理解が図られておらず、マニュアルに基づいた対応が行われていない。 誤食事故が発生した場合に、速やかに区役所、家族等に連絡し、必要な措置を講じていない。	内閣府令第30条
(11) 苦情への対応	苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 苦情の内容等の記録を作成・保存しているか。	苦情受付窓口を設置していない。 保護者等からの苦情や要望が記録されていない。	内閣府令第28条、第32条
(12) 自己評価	乳児等通園支援事業者は、保育の計画や記録等を通して、自己評価しているか。	自己評価を行っていない。	内閣府令第15条
(13) 第三者評価	第三者評価を受審するように努めているか。	第三者評価が実施されていない。結果が公表されていない。	内閣府令第15条
4 提供する特定乳児等通園支援			
(1) 計画の策定	全体的な計画を作成しているか。	全体的な計画が策定されていない。	保育所保育指針第1章3(1)
(2) 記録の整備・保存	下記の必要な諸記録の整備を行っているか。また、完結してから5年間保存しているか。 ①提供した特定乳児等通園支援に係る必要な事項の記録 ②特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画 ③給付認定子どもの保護者に関する市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	記録を整備していない。 整備しているが、保存していない。	内閣府令第11条、第32条
(3) 心身の状況等の把握等	子どもの心身の状況の把握や置かれている環境などの把握に努めているか。 子どもや保護者への相談・助言その他の援助について適切に対処する体制づくりが行われているか。	心身状況等について全く把握していない。 必要な体制がとられていない。	内閣府令第4条、第9条
5 会計の区分			
(1) 会計の区分	特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	その他の事業の会計と区分していない。	内閣府令第31条
(2) 設備の整備	会計に関する諸記録を整備しているか。	諸記録を整備していない。保存していない。	内閣府令第32条
II 乳児等支援給付費確認基準			
(1) 給付	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求・支払に関して不正又は著しい不当がないか。	不正、著しい不当が見られる。	乳児等給付費等取扱要綱ほか
III その他			
(1) その他	その他、関係法令及び通知等を遵守しているか。	その他の関係法令及び通知等を遵守していない。	